

地域学校協働活動と学校運営協議会

「学校と地域の連携」「地域とともにある学校」等、よく言われる言葉ですが、その活動は法の中にも位置付けられています。今回は、そのうちの2つを紹介します。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

地域学校協働活動 とは → 地域と学校の協働による実践活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

2017年3月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられた。

- ・地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定も設けられている。
- ・地域学校協働活動の推進に当たっては、地域学校協働活動推進員を中心とした多様なメンバーで構成する「地域学校協働本部」を整備することが有効であるとされている。
- ・活動内容は地域の実情や地域学校協働本部にに応じて様々だが、例えば、放課後子供教室、学校の授業支援、学校の環境整備や登下校の見守りなどがある。学校の働き方改革に関連するとりくみもなされている。

<参考> 社会教育法

第五条

2 市町村の教育委員会は、(中略) 地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校

協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

学校運営協議会 とは → 学校改善を目的とした協議を中心とする仕組み

地教行法第 47 条に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体のこと。

設置は「努力義務」となっている。なお、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことをいう。

- ・保護者や地域住民の代表、地域学校協働活動推進員などの委員が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有をはかるとともに、学校運営への必要な支援等について協議を行う。なお、当該学校の職員の任用について意見を述べることができるとされている。特に、地教行法の改正（2017年4月施行）によって、学校運営に関する協議のみならず、「学校運営への必要な支援」についても協議することが追加されている点は、学校の働き方改革の観点から意義深いといえる。
- ・今国会に提出される給特法等の一部改正法案において、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営の基本方針に、教員の「業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容」を含めることが盛り込まれている。

<参考> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

地域学校協働活動は地域と学校の協働による実践活動であるが、コミュニティ・スクールに置かれる学校運営協議会は、学校改善を目的とした協議を中心とする仕組みといった違いがある。いずれも、教育活動の充実や教職員の負担軽減など、学校運営の改善に結びつけることが可能となっており、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待される。